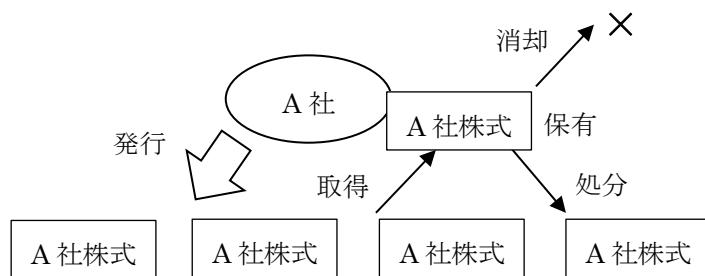


9.自己株式

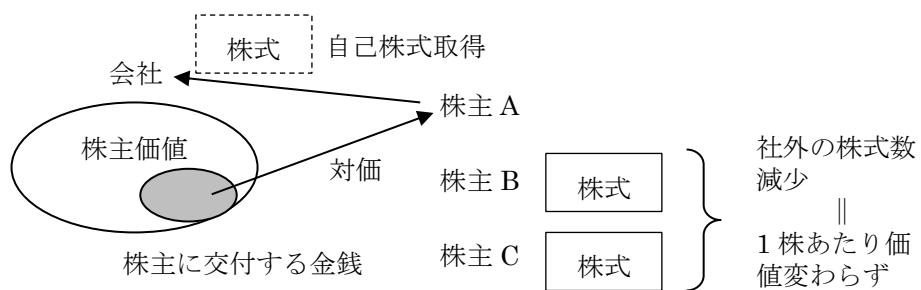
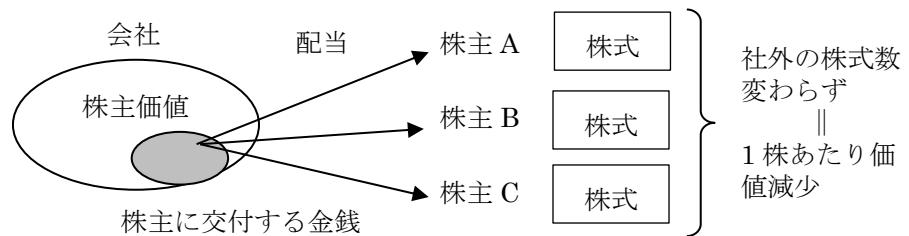
9-1.自己株式

(1)意義

会社が有する自己の株式（会社 113IV括弧）



(2)機能と弊害



弊害（出資の返還、株主間の不平等、会社支配の公正を害する、不公正な証券取引）

→かつては原則禁止

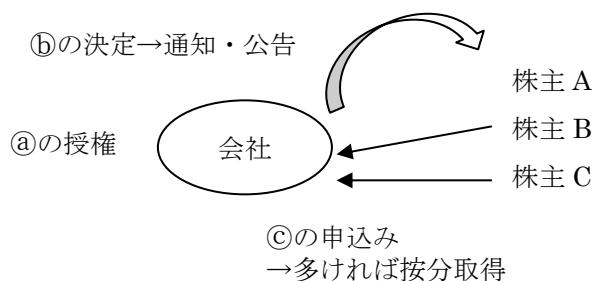
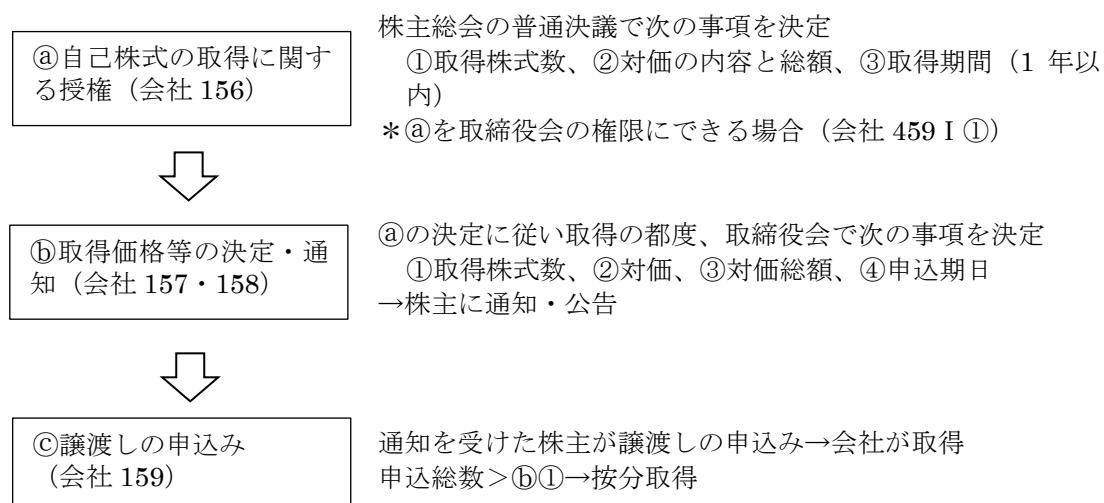
9-2.自己株式の取得

(1)自己株式の取得についてのルール

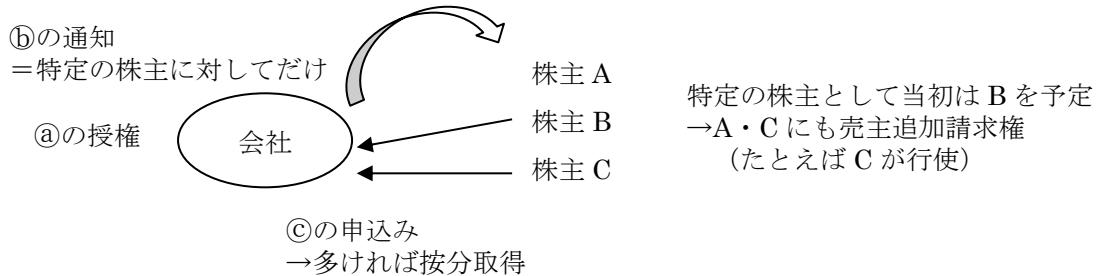
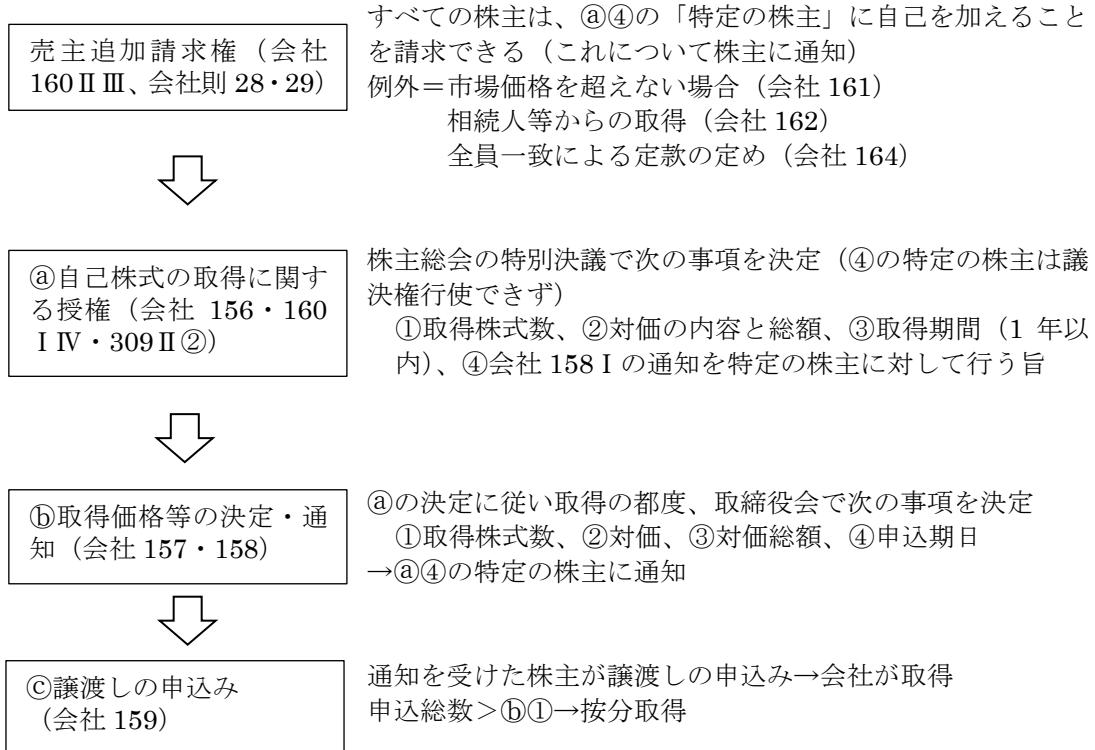
会社 155③ (株主との合意による有償取得) : 目的無限定 ⇔ それ以外

(2) 株主との合意による有償取得（会社 155③）の手続（取締役会設置会社）

(a)すべての株主に申込み機会を与える取得



(b)特定の株主からの取得



(a)よりも厳しい手続

- ・ 売主追加請求権（会社160II III）——与えられない場合（会社161・162・164）
- ・ 授権決議の要件（会社309II②）——売主の議決権排除（会社160IV）

(c)子会社からの取得 (会社 163) ——取締役会決議で(a)①の事項を定める

(d)市場取引・公開買付けによる取得 (会社 165)

(a)①の事項を定めるだけ (会社 165 I) ——定款で取締役会の権限に (会社 165 II)

(3)手続に違反した取得

無効 but 相手方が善意なら会社はこれを主張できず

会社法違反→任務懈怠責任 (会社 423 I)

事例 9-a 自己株式の取得と会社の損害

A 会社の代表取締役 Y は、次のような自己株式の取得を決定したが、これについて会社法が定める手続に従わなかった。A 会社は、A 会社株式 100 株を、1 株あたり 200 万円で取得した。取得時の A 会社株式の時価は 1 株あたり 150 万円であった。その後、A 会社は、会社法が定める手続にしたがって、この自己株式を処分した。処分のときの対価は、1 株あたり 120 万円（処分時の時価）であった。

①取得価額—取得時の時価	大阪地判平 15・3・5 判時 1833-146 事例：200 万円 × 100 — 150 万円 × 100 = 5000 万円
②取得価額—責任追及時の時価（または処分価額） = [①の分：取得価額—取得時の時価] + [その後の価値変動：取得時の時価—責任追及時の 時価（または処分価額）]	最判平 5・9・9 民集 47-7-4814 事例：200 万円 × 100 — 120 万円 × 100 = 8000 万円
③取得価額全額	事例：200 万円 × 100 = 2 億円

かつては②が有力 ⇔ 現在ではむしろ①または③が有力か

(4)分配可能額の規制 (会社 461→「会社法III」)

9-3.自己株式に関するその他の問題

(1)自己株式の地位

会社が保有する自己株式（金庫株）

・権利：議決権（会社 308 II）・剰余金の配当（会社 453）等 ⇔ 株式の併合・分割

・会計上の扱い：資産性否定、純資産の部の控除項目（会社計算 76 II ⑤）

(2)自己株式の処分（会社 199 以下・828 I ③・829②）——募集株式の発行と同ルール

(3)株式の消却（会社 178）

自己株式の消却（会社 178 I）——取締役会で決定（同 II）

株式の消却と発行済株式総数・発行可能株式総数

株式の消却→消却した分だけ発行済株式総数が減少

発行可能株式総数は減少せず=株式の併合（8-2(2)）と異なる

→発行可能株式総数の範囲内で株式の償却と発行を繰り返すことは可能

(4)子会社による親会社株式の取得

原則禁止（会社 135 I）——例外的に認められる場合（同 II）

相当の時期に処分（同 III）——これを容易にする制度として会社 163（9-2(2)(c)）

子会社による親会社株式の取得 [テキスト 5 章 3 節 4]

- ・かつて自己株式の取得は原則禁止
- ・その潜脱を防止するために、子会社による親会社株式の取得も原則禁止
- ・その後自己株式の取得の原則禁止ルールは廃止、その代わり自己株式の取得について分配可能額ルール等が設けられる
- ・子会社による親会社株式の取得については、分配可能額のルール策定が法技術的に困難だと考えられて、原則禁止ルールが残る